

（ ）内の数字は同様の指摘を受けた医療機関件数、▲は自主返還の対象となった指摘を示している。

I. 診療内容等に関する事項

7. 投薬

（1）投薬

① 用法、用量について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

8. リハビリテーション

（1）歯科口腔リハビリテーション料 1

① 調整部位又は指導内容等の要点を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料 1「1 有床義歯の場合」を算定している例が認められたので改めること。▲（3）

② 歯科口腔リハビリテーション料 1「1 有床義歯の場合」を算定している場合に診療録に記載すべき内容について、（画一的に記載している、記載の不十分な）例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア （調整部位、指導内容等）の要点（22）

9. 歯周治療

（1）総論的事項

① 歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（令和 2 年 3 月日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行うこと。（3）

（2）歯周基本治療

① 必要性の認められない歯周基本治療スケーリング・ルートプレーニングを実施している例が認められたので、歯周病検査の結果、画像診断等に基づく的確な診断及び治療計画により適切な治療を行うこと。▲

（3）歯周病安定期治療

① 算定要件を満たしていない歯周病安定期治療を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を（作成していない、患者又はその家族等に提供していない）。▲(5)

② 一時的に症状が安定した状態に至っていない場合に、算定できない歯周病安定期治療を算定している例が認められたので改めること。▲

③ 管理計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯周病検査の結果の要点（7）  
イ 歯周病安定期治療の治療方針（8）

（4）歯周病重症化予防治療

① 算定要件を満たしていない歯周病重症化予防治療を算定している次の例

歯科

2023 年度  
個別指導指摘事項 ②

2023（令和 5）年度の個別指導指摘事項（歯科）は、協会が開示請求で得た歯科の医療機関に対する個別指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。指導内容については指摘事項文章のみを取り上げて一律に医学的な是非を問うことはできない。その点に留意の上、参考資料としていただきたい。

が認められたので改めること。

ア 歯周病重症化予防治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を（作成していない、患者又はその家族等に提供していない）。▲(3)

② 管理計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯周病検査の結果の要点（3）  
イ 歯周病重症化予防治療の治療方針（3）

③ 算定要件を満たしていない歯周病重症化予防治療を算定している次の例が認められたので改めること。

10. 処置

（1）口腔内装置

① 口腔内装置の製作方法及び使用材料名について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

② 「口腔内装置 3」として算定すべきものを「口腔内装置 2」として誤って算定している例が認められたので改めること。▲

③（顎関節症、歯ぎしり）に対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見、診断等について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。（3）

（2）口腔内装置調整・修理

① 算定要件を満たしていない口腔内装置修理を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 修理の部位、方法等を診療録に記載していない。▲

② 口腔内装置調整に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 調整方法

（3）歯冠修復物又は補綴物の除去

① 同一部位の鉤の除去を誤って 2 回算定している例が認められたので改めること。▲

② メタルコアであって歯根の 3 分の 1 以上のポストを有するものに該当していない場合に、算定できない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認め

られたので改めること。▲

③ スクリューポストを除去した場合に、算定できない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。▲

（4）有床義歯床下粘膜調整処置

① 旧義歯が不適合で義歯の床裏装や再製が必要とされる場合以外に、算定できない有床義歯床下粘膜調整処置を算定している例が認められたので改めること。▲

（5）機械的歯面清掃処置

① 算定要件を満たしていない機械的歯面清掃処置を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯科用の切削回転器具及び研磨ペーストを使用していない。▲

11. 手術

（1）抜歯手術

① 抜歯手術（難抜歯加算）における（症状、所見、手術内容、術後経過）について、診療録に記載（していない、不十分な）例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。（3）

② 骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が 3 分の 2 以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯に該当していない場合に、算定できない抜歯手術「4 埋伏歯」及び注 3 に掲げる加算を算定している例が認められたので改めること。▲

（2）口腔内消炎手術

① 手術部位、症状及び手術内容の要点を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていない口腔内消炎手術を算定している例が認められたので改めること。▲

② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 症状  
イ 手術内容の要点（3）

（3）歯周外科手術

① 算定要件を満たしていない歯周外科手術を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 手術内容の要点を診療録に記載していない。▲

② 歯周外科手術（歯周ポケット搔爬術及び歯肉剥離搔爬手術）における症状、所見、手術内容及び術後経過について、診療録への記載が不十分な例が

認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

12. 歯冠修復及び欠損補綴

（1）補綴時診断料

① 算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア （製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称、設計等）についての要点を診療録に記載していない。▲（10）

② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 設計等の要点

③ 診療録に記載すべき内容について、（画一的に記載している、記載の不十分な）例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 欠損部の状態（4）

イ 設計等の要点（6）

（2）クラウン・ブリッジ維持管理料

① 算定要件を満たしていないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。▲

（3）歯冠修復

① 充填を行った場合に使用した材料名について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。（2）

（4）ブリッジ

① ブリッジについて補綴隙として算定すべきものをポンティック（小臼歯）として誤って算定している例が認められたので改めること。▲

② 残根が存在するにもかかわらず、欠損としてブリッジを誤って算定している例が認められたので改めること。▲

（5）有床義歯

① 残根上義歯の製作に当たっては、当該残根歯に対して適切な歯内療法及び根面被覆を行うこと。

（6）有床義歯修理

① 修理内容の要点を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定している例が認められたので改めること。▲（9）

② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、修理内容の要点について個々の症例に応じて適切に記載すること。（6）

（7）歯科技工加算

① 算定要件を満たしていない歯科技工加算 1 を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 有床義歯修理の場合について、  
5 面に続く